

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

## 意見陳述書

2014(平成26)年7月15日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中野直樹

原告ら準備書面(22)及び(23)の概要について陳述します。

### 第1 準備書面(22)について

1 原告らが、本件における津波に関する予見可能性の対象を、福島第一原子力発電所の敷地高であるO. P. +10メートルを超える津波が到来すること、と主張したことに関し、国と裁判所から求釈明があったことに回答しました。

そして、このように主張する理由について、福島第一原子力発電所の非常用電源設備などがほとんど地下に置かれていたこと、一般に津波の高さは引き波の影響を受けて、後から来る津波の高さが大きくなること、福島第一原子力発電所に到来する津波の高さは、地形の影響を受けて津波が大きくなりやすい条件にあったこと、さらに敷地上の構造物等との衝突により複雑な動きをして水の深さが浸水高を大きく上回る状況となること、これらの条件が組み合わさって、O. P. +10メートルを超える津波が到来したとすれば、福島第一原子力発電所のどの原子炉においても、外部電源が喪失

したときに作動すべき非常用電源設備が水没し、あるいは水をかぶって機能喪失し、全交流電源喪失という事態が発生する現実的危険性があると考えらることに合理性があると主張します。

2 津波に関する知見の程度について、国は、「いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使が違法と評価されるためには、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見が必要である」と主張します。

しかし、自然事象である地震・津波は、いずれ発生・到来するとしても、いつ発生・到来するのかを科学的に正確に予測することは不可能です。国の主張は、津波被害は発生してみないと確立された知見が形成されないので、およそ国には津波に対する安全規制の義務はないというに等しいものです。

国の主張は、伊方原発訴訟最高裁判決が、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするために、国に最新の科学技術水準に即応して原子炉施設の安全性確保のための権限行使を求めることに反するものです。

そこで求められる科学的な知見のレベルは、万が一にも全交流電源喪失という事態を起こさないために、行政庁に、「適時にかつ適切に」、津波防護の措置をとらせることを求めることが合理的だと判断される程度のもので足りる。

この問題は、規制することによって保護される法益の重大性と規制される電力事業者の経済的自由（法的安定性）の調整の問題です。電力事業者は、もともと国の包括的関与なしには原子力発電所の事業が成り立たないことを承認して、受容不能なリスクをかかえる原子力発電所の事業を引き受けたのです。したがって、津波などの自然現象等から見込まれるリスクに関する最新の科学的知見が比較的初期の知見に基づくものであっても、相応の科学的信頼性・妥当性が担保されていると認められるときには、見込まれる津波リスクに相応しい規制が必要であり、そのことに伴う稼働停止や対策工事の負担などの経済的

利益を電力事業者は予め受忍していると解するべきです。

## 第2 準備書面（23）について

1 スリーマイル島原発事故及びチェルノブイリ原発事故を経験して、国際社会は、1980年代から1990年代に、運転開始後の原子力発電所について、設計者が責任をもって保障した条件（設計基準事象）を厳格にするとともに、それでも設計基準を超えるような事態を原因として、安全装置が有効に働かず炉心損傷が起こりうるという現実を直視し、シビアアクシデント対策を研究、法規制化することを急速に進展させました。2000年には国際原子力機関は第1層から第5層までの5層による原子力安全基準を確立しました。第4層、5層はシビアアクシデントに対する対策です。

2 国も1990年代初めには、欧米のシビアアクシデント対策の情報を収集して検討し、シビアアクシデント対策の必要性について十分に認識していました。2000（平成12）年原子力白書には、「原子力は『絶対に』安全とは誰にもいえない。・・原子力の安全確保のための不断の努力には、『これで終わり、もう絶対安全』という安住地は用意されていない。このことを忘れ、謙虚さを失うようなことがあれば、そこには重大な事故・災害が待っている。」と総論を述べた上で、安全確保の取組みとして、初めて「多重防護の採用」として第4層、第5層に言及しています。

3 ところが、行政庁は、津波などの外部事象を原因とするシビアアクシデントを対策の対象から除きました。また長時間の全交流電源喪失をシビアアクシデント対策から除外しました。そして1992年の時点で、行政庁は、罰則の担保をもってシビアアクシデント対策を東電などの電力事業者にとらせるという方法ではなく、事業者の自主的な取り組みにまかせるとの方針を決めました。

ここが、安全の道と本件事故への道の決定的な分岐となりました。

米国では、2000年までに、外部事象がシビアアクシデントをもたらす確率を算定する技術（確率論的安全評価）を開発しながら、すべての個別プラントにシビアアクシデント対策評価を行い、2002年に報告書を出しました。

これに対し、利潤追求を第一の目的とする事業者の自主まかせとした我が国では、どのような事態となったか。事業者は当然、原子炉の稼働停止によって電気が売れなくなることや対策のための工事費がかかることを嫌います。被告東京電力では、社内に「リスク管理委員会」が設置され、ここでは、リスクを事故が起きることではなく、「原子炉が長期に渡って停止するリスク」と定義しています。そして本件事故が起こる1年前である2010年には、シビアアクシデントの法規制化をリスクとしてあげるような姿勢でした。事業者がこのような基本姿勢ですので、「リスク」である安全対策はさぼる、先延ばしということになるのは必然です。我が国の事業者の予定では、2015年から津波を原因とするシビアアクシデント対策の検討に着手し、シビアアクシデント対策を本格的に個別プラントごとにチェックしていくのは2023年以降だされていたのです。いったい米国から何周遅れているのかわからないほどです。

行政庁は、事業者の自主まかせとしたものですから、自らの責任の自覚もなくなります。2003年、2004年の原子力安全白書から、深層防護のうち、シビアアクシデント対策となる第4層、5層の文字が、こっそりとなくなります。そして2005年にはついに、深層防護自体の記載が全く消えてしまいました。

2000年白書を繰り返します。「『これで終わり、もう絶対安全』という安住地は用意されていない。このことを忘れ、謙虚さを失うようなことがあれば、そこには重大な事故・災害が待っている。」と警告したことが、不幸にして本件事故として発現したと言わざるをえません。

4 行政庁が、1992年の時点で、事業者に対し、地震・津波などの外部事象を原因とする全交流電源喪失を検討する必要はないと決めたこと、シビアアクシデント対策を法規制としないと決めたこと、それを本件事故が起きるまで変えなかったこと、このことの罪深さは誰の目にも明らかです。

ところが、被告国は、本件事故前は、行政庁にはシビアアクシデント対策を法規制する権限がなかったから、できなかったのだと奇妙な法解釈を主張します。

事柄の本質は、行政庁が自ら、短時間の全交流電源喪失だけを考えればよい、シビアアクシデントは法規制をしないとの方針を決め、そのことにいつまでも呪縛され続けたところにあるのです。法令のどこにも経済産業大臣の権限行使を制限するものではありません。行政庁が権限行使することに、法解釈上の障害はありません。あるのは、深刻な原子力災害が万が一にも起こらないように、行政庁に対し安全規制をする権限が託されたのだという伊方原発訴訟最高判決を軽視し、科学的根拠もなく、日本の原子力発電所は安全なのだと言い続け、適切な規制権限を行使しなかった行政庁の著しい怠慢なのです。

以上